平成２１年（フ）第２３７７０号
東京都北区滝野川５丁目48―３―211
債務者　児玉　芳惠
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７７４号
東京都福生市大字福生1043―１―201
債務者　福島　　明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７７５号
東京都立川市富士見町３丁目18―11―207
債務者　村山あゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７７６号
東京都府中市南町１丁目８―７―205
債務者　柳村　　晃
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７８２号
東京都板橋区四葉１丁目27―32
債務者　對馬　直美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７８３号
山梨県大月市初狩町中初狩3048
債務者　小林きくみ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７８４号
東京都杉並区高円寺南３丁目59―９―103
債務者　朝山　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７８９号
埼玉県さいたま市西区大字指扇2617―312
債務者　稲葉　葉子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４０７号
横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘３号棟509号室
債務者　中野　伸博
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６００号
神奈川県相模原市下九沢1658番地２　グランデハイツ101
債務者　工藤　初美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０３号
神奈川県座間市東原４丁目13番３号　コーポ瀬戸103号
債務者　伊藤　慶吉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０６号
神奈川県座間市入谷４丁目2629番地
債務者　倉島　常雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６１５号
神奈川県座間市南栗原６丁目25番45―404号　ジュネパレス座間第６
債務者　能重　智弘
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３６号
神奈川県座間市立野台１丁目23番27号
債務者　三浦　憲詞
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３７号
神奈川県座間市立野台１丁目23番27号
債務者　三浦　光子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６４０号
神奈川県相模原市上溝５丁目14番25号　コーポさとう205
債務者　飯田　千鶴
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部